第8節	九州経済産業局 ·······589
1. 主	三な動き(総論)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	1. 管内の経済状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・589
1.	2. 主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	3. 2016 年熊本地震への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 絹	\$務企画部 ·······590
2.	1. 一般管理・企画調整・・・・・・・・・・・・・・・590
2.	2. 統計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	3. 電力・ガスに関する取引監視・・・・・・・・・・・・・・・591
3. ቜ	1際部 ······591
3.	1. 通商······591
3.	2. 国際化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 地	b域経済部 ····································
4.	1. 地域経済活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	2. 産業人材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	3. 研究開発・技術振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・594
4.	4. 新産業の創出・振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・595
4.	5. 情報化····· 596
4.	6. 企業支援
5. 遵	597 (業部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.	1. 産業振興
5.	2. 中小企業
5.	3. 流通・商業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5.	4. 消費者保護
5.	5. アルコール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6. 貨	景源エネルギー環境部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	1. 電気・ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	2. 省エネルギー・新エネルギー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	3. 資源・燃料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.	4. 環境・リサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第8節 九州経済産業局

1. 主な動き(総論)

1. 1. 管内の経済状況

2016 年度の九州経済は、生産が、熊本地震の影響で一時的に生産活動が落ち込んだものの、迅速な復旧活動が進み、その後の挽回生産、更には旺盛な海外需要を背景として、主力の自動車・半導体関連が年度を通じて好調だったこともあり、鉱工業生産指数は4年連続で前年度を上回った。

個人消費は、熊本地震による店舗の休業や消費マインドの低下、天候不順による衣料品の低迷などにより、百貨店・スーパー販売動向(全店)は、2年ぶりに前年度を下回った。民間設備投資は、製造業では前年の大型投資の反動や計画の下方修正により、非製造業では都市部での地価上昇による商業施設建設の一部先送り等により、4年ぶりに前年度を下回った。公共投資は、東九州自動車道の建設工事や九州新幹線(長崎ルート)にかかる大型工事等で3年ぶりに前年を上回った。企業倒産は、企業の業績回復を背景に低水準で推移し5年連続で前年を下回った。

1. 2. 主な取組

(1)九州・沖縄地方成長産業戦略の推進

「日本再興戦略(2013年6月14日)」及び「成長戦略の 当面の実行方針(同年10月1日)に基づき2013年11月 に設置された九州・沖縄地方産業競争力協議会(会長:一 般社団法人九州経済連合会会長)において、「九州・沖縄 地方成長産業戦略」を2014年3月に取りまとめた。

関係機関と連携し、本戦略で提示された4つの戦略分野 (クリーン分野、医療・ヘルスケア・コスメ分野、農林水産業・食品分野、観光分野)の方向性に基づき、オール九州が一体となって取り組む、優先度の高い22のプロジェクトの具体化のため、進捗状況のフォローアップを行うとともに、2016年熊本地震からの復旧・復興、大規模国際スポーツイベントの機会を活用したビジネス創出等九州が一体となった取組を推進した。

(2)地域中核企業の創出・支援

地域を牽引している又はできる地域中核企業を数多く 創出することを通じて地域経済の活性化を図るため、外部 支援人材を活用し、当該企業の成長のための体制整備や更 なる成長を実現する事業化戦略の立案・販路開拓等の取り 組みに対する支援事業を実施した。九州・沖縄地方産業競 争力協議会で議論された戦略産業の方向性を踏まえつつ、 広域経済圏における産学官金等のネットワーク形成活動 や新事業創出、海外展開等の取組を支援した。事業実施分 野として、クリーン(環境・エネルギー・次世代自動車)、 ヘルスケア(医療機器、サービス、バイオ)、航空機分野 等を対象とした。

地域中核企業創出・支援事業

委託件数 15件 177,091,686円

(3)組織改正

2016年度、以下の組織改正を行った。

- (ア) 2016 年4月1日、電力取引監視等委員会が「電力・ガス取引監視等委員会」に名称変更したこと受け、九州経済産業局においても同日付けで、総務企画部電力取引監視室を「総務企画部電力・ガス取引監視室」に名称変更を行った。
- (イ) 2016 年4月1日付けで、地域経済部技術企画課と 同部技術振興課を統合した課として、同部に「産業技 術課」を新たに設置した。
- (ウ) 2016 年4月1日付けで、各種リサイクル関連法令の施行や3R (リデュース・リユース・リサイクル) に関する業務、産業公害防止などに関する業務のより 一層の効果的・効率的な執行を図るため、資源エネルギー環境部「環境対策課」と「リサイクル推進課」を 統合し、「環境・リサイクル課」を同部に設置した。

また、同日付けで、2015 年度まで担当課の分かれていた、環境ビジネスの振興、新エネルギー対策の推進、スマートコミュニティの推進などの地球環境保全に係る業務を一元化し、より一層の効果的・効率的な執行を図るため、環境・エネルギー産業担当の参事官を総務企画部に設置した。

(エ) 2016 年 5 月 31 日付けで、2016 年熊本地震からの復 興推進に向けた対応を一層強化し、各地域の取り組み を支援するため、産業部産業課に復興推進室を設置し た。

1. 3. 2016 年熊本地震への対応

(1)組織体制、被害状況の情報収集等

2016年4月14日に発生した熊本地震について、地震発生直後に九州経済産業局災害対策本部を設置し、九州産業保安監督部と合同で開催した。また、関係機関(地方自治体、商工、流通、電力・ガス等の所管団体等)との連絡調整を密に行いつつ、被災地に調査チームを派遣することで、被災地の電力・ガス等のインフラや、企業等の被害状況に関する時点調査を継続的に実施した。

2016年4月16日に熊本県庁に設置された政府現地対策本部及び政府の生活者支援チームに職員を派遣し、被災地や政府との連絡調整にあたった。

九州経済産業局内においては、2016年4月15日に、被 災した中小企業者の資金繰り等に対する相談に対応する ための「2016年熊本県熊本地方の地震に関する特別相談 窓口」を、2016年5月31日には産業部産業課に「復興推 進室」(前述)を設置し、また、経済産業省本省や他の地 方経済産業局からの応援派遣職員を受け入れ、被災企業等 の復興支援体制を整備した。

(2) 復興支援施策のPR及び中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業(グループ補助金)の執行

(ア) 復興関連施策のPR

2016年5月31日に、熊本地震で影響を受けた中小企業 等向けの金融支援、施設・設備復旧、持続化支援、観光対 策等に係る予備費が組まれたことを受け、これらの施策の 周知等を目的とした施策説明会や個別相談会を実施した。

(イ) グループ補助金の執行状況

地域経済の核となる中小企業等グループが、復興事業計画に基づいて、施設等の復旧・整備を行うために必要な経費の一部を補助した。2016年度末までの交付決定は、292グループに対し317億円である。

2. 総務企画部

2. 1. 一般管理・企画調整

(1) 九州・沖縄地方成長産業戦略の推進

九州・沖縄地方産業競争力協議会の共同事務局として、 大分県や一般社団法人九州経済連合会及び沖縄総合事務 局とともに、「九州・沖縄地方成長産業戦略」の取組を推 進した。

(2)広報

経済産業施策を着実に実施していくためには、広報による周知、PR等が重要なことから、九州経済産業局の施策情報、管内景気動向、各種調査結果等について、プレス発表を通じて公表を行った。

また、ホームページにおいては、上記プレス発表内容の 掲載に加え、プレス案件でない施策情報等についても新着 情報として広く掲載するなど、きめ細かな行政情報の提供 を行うとともに、メールマガジンにより、九州経済産業局 関連施策等をタイムリーに配信するなど、迅速な情報提供 に努めた。

一方、多様なチャネルによる戦略的広報の一貫として、 九州経済産業局では、SNS(ソーシャル・ネットワーク・ サービス)を活用しているが、2013 年5月から開始した Facebook グループ「九経倶楽部」に加え、2014 年6月からは、誰でもが閲覧可能な Facebook「九経交流プラザ」を開始、2015 年4月からは、Twitter (@meti_kyushu)を開始するなど、既存のホームページと相互補完的な情報をタイムリーに発信することで、施策関連情報の効果的・効率的発信に努めている。

なお、2013 年 10 月から、福岡合同庁舎 1 階に開設した 「九経交流プラザ」では、来訪や電話による様々な施策相 談にワンストップで対応している。

(3)情報公開

九州経済産業局の保有する情報の公開に関する業務を 行った。2016年度は、124件の行政文書開示請求を受付、 123件の開示決定を行った。

2. 2. 統計調査

地域経済動向の適切な把握及び分析を行うため、各種調 査業務(※1)を実施した。

また、「鉱工業指数」、「百貨店・スーパー販売動向」を 作成・分析し、毎月プレス発表を実施した。

さらに、管内経済動向の網羅的かつ多角的な把握・分析を目的として、九州経済に係る経済指標等を取りまとめた 資料を作成・公表した(※2)

- (※1) 「生産動態統計調査」(毎月) 「特定業種石油等消費動態統計調査」(毎月) 「地域経済産業調査」(四半期に1度)
- (※2) 「九経マンスリー」(毎月)

「九経サマリー」(毎月)

「九州経済の現状」(四半期に1度) 等

2. 3 電力・ガスに関する取引監視

電力・ガスに係るネットワーク部門の中立性の確保を図るとともに、健全な競争を促すため市場の監視機能の強化に取り組んだ。具体的には、電気事業、ガス事業に係る監査・報告徴収・立入検査、法律に基づく許認可手続に際しての意見提示等を行った。

(1)事業監査等

一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者に対する 電気事業法に基づく約款の運用、託送供給禁止行為等に関 する監査等(実地監査3件)を行った。

また、一般ガス事業者、ガス導管事業者に対するガス事業法に基づく約款の運用、財務諸表、部門別収支・託送供給収支、託送供給禁止行為に関する監査(実地監査8件、書面監査23件)を実施した。

(2) 法律に基づく許認可手続に際しての意見提示

電気事業法に基づく特定供給許可申請における審査、ガス事業法に基づく小売事業者登録申請、導管事業者の供給 区域変更許可申請、託送供給約款認可申請等における審査 において、競争促進と市場監視の観点から九州経済産業局 長に対し意見提示を行った(電気事業法関係8件、ガス事 業法関係108件)。

3. 国際部

3. 1. 通商

2016 年度、「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づく業務として、輸出貿易管理令等に係る輸出許可証、輸出承認証の発給等を204件行った。また、同法輸入貿易管理令等に係る輸入承認証、事前確認書を404件発給した。関税定率法に基づく業務として、関税割当制度に関する政令に係る関税割当証明書の発給等を206件行った。

また、外為法違反行為の未然防止の観点から、安全保障 貿易管理の重要性や自主的な輸出管理体制整備のポイン ト等について普及啓発するため、2017 年1月に福岡市で 「安全保障貿易管理説明会」を行った。

さらに、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する 法律 (バーゼル法)」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律 (廃棄物処理法)」の普及啓発のため、2017年2月に福岡市で「バーゼル法等説明会」を開催したほか、通商施策の浸透等を図るため、2016年8月に福岡市で「通商白書説明会」、「不公正貿易報告書説明会」を開催した。

あわせて、年間を通して、管内の貿易業者、大学等から の輸出入手続等に係る相談に対応した。

3. 2. 国際化

(1) アジアとの経済産業交流事業

経済分野における地域連携・統合の動きが世界的な潮流となる中、九州・中華人民共和国・大韓民国の3か国・地域を含む環黄海地域は、幅広い分野での経済交流が展開され、経済圏形成のポテンシャルが高い地域である。このような中、「環黄海経済圏の形成」を促進するため、九州と大韓民国の2か国間、さらに、九州と中華人民共和国・大韓民国の3か国・地域の政府機関、自治体、経済団体等との交流を促進した。

上記3か国・地域の貿易、投資、技術の各分野における 交流促進について協議する「環黄海経済・技術交流会議」 (第15回会議)については2016年7月に中華人民共和国・ 塩城市で開催した。

九州と大韓民国の間で経済協力関係の拡大・発展を協議する「九州・韓国経済交流会議」(第23回会議)については、2016年10月に福岡県飯塚市で開催した。加えて、成長を続けるASEAN地域との経済産業交流の一環として、2016年11月及び12月にベトナム社会主義共和国進出や食品輸出に関するセミナーを開催したほか、ベトナム企業を招へいし、製造業や加工食品事業者を対象とした商談会を実施した。

また、九州とマレーシア間の新たなビジネス創出や学術 交流の可能性を調査し、九州企業のマレーシア投資促進を 図るため、マレーシアへ経済交流ミッション団を 2017 年 2月に派遣した。

(2)貿易・投資促進事業

中小企業の海外展開事業として、関係支援機関が一堂に会して販路開拓、知財管理・活用、海外人材(グローバル人材)育成・確保などに有効な支援施策をまとめて紹介する海外展開支援施策説明会&相談会を九州経済産業局管内7県で開催した。

投資促進事業としては、地方自治体の外国企業誘致活動の取組や外国企業の立地による地域の投資効果の事例を紹介、誘致に当たっての課題や解決方法の共有により、積極的に外国企業誘致を行う自治体の拡大を図ることを目的とした「九州対日直接投資推進ブロック会議」を独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)による地方実務者担当者向け外国企業誘致研修と併せて開催した。

また、「KYUSHU」の世界的な認知度の向上、インバウンド拡大に繋げることを目的として「観光」、「まちづくり」や「対日投資」など様々な分野における外国人等専門家を招聘、九州の魅力ある商材・コンテンツ(企業、観光地等)を訪問し、欧米人に興味を持たせるための「仕掛け」について関係者間で意見交換、発見・共有する「九州プロモーションツアー」を実施した。

さらに、情報提供事業として、九州の国際的な経済活動 の姿を示した「九州経済国際化データ 2016」を取りまと め、公表した。

(3) グローバル人材の活用促進事業

一般社団法人九州経済連合会、学校法人麻生塾、九州経済産業局を主体とし、九州企業の海外事業展開を人材面から支援する「九州グローバル産業人材協議会」において、企業向け、留学生向けのセミナー及び「SNS マッチング事業」を実施。その結果、九州企業に留学生1名が採用される成果を得た。2017年1月からは、九州経済産業局管内7県の連携により、新たに「九州グローバル人材活用促進協議会」を発足し、企業と留学生の情報が九州圏内を循環する新しいシステムとしてWEB上のマッチングシステム「Work in Kyushu」を開始した。

4. 地域経済部

4. 1. 地域経済活性化

(1)法律等に基づく業務及び競争環境の整備

(ア)「商工会議所法」関係業務

管内74商工会議所(2017年3月末現在)が行う総会や 各種行事に対して、商工会議所からの依頼を受けて出席した。

(イ)「産業競争力強化法」に基づく規制改革の推進 産業競争力強化法に基づくグレーゾーン解消制度・企業 実証特例制度について、企業等からの相談に適宜対応し、 申請準備等について支援した。

(ウ) 競争紛争の解決に向けた支援

経済産業省所管業種にかかる「事業者間取引の紛争」(消費者取引に係る事案は対象外)や、偽装表示、誤認惹起行為、混同惹起行為等の競争紛争に係る相談に対し、関係機関と連携しつつ対応した。

(2)地方創生

「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」を基本目標に、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」が2014年9月に設立されたことを受け、同年10月、局内に「地域連携プロジェクトチーム」を設置し、管内市町村等へのワンストップ支援体制を整備した。

また、地方創生交付金や地方版総合戦略の策定に取り組む各県・市町村等の担当者を対象に、政府の関連施策や全国の先進事例等についての情報提供を行った。

(3) 地域課題解決に向けた取組

(ア) キーパーソン (KP) 事業の推進

異業種からの農業参入をはじめとする地方創生や、ベンチャー育成、人材確保・育成等をテーマに、福岡市、田川市、飯塚市、みやま市、天草市、人吉市、指宿市においてキーパーソン事業を実施し、各地の取組を支援するとともに、人材のネットワーク構築を行った。

(4) 製造産業の振興

- (ア) 自動車関連産業の振興
- (A) サプライヤーの競争力強化に向けた取組

九州地域における自動車産業の競争力強化を図るため、 九州各自治体の自動車産業の振興組織に参画し、関連施策 などの情報発信や関係団体との連携を行った。

(B) 次世代自動車の普及促進

ITS・ICTの先進技術を活用して道路交通における環境問題や交通事故、渋滞等の諸課題の解決を目的とした「アジア太平洋地域ITSフォーラム」が、2018年に福岡県福岡市で開催されることが決定し、協力団体として参画した。

(イ) 半導体・エレクトロニクス産業の振興

半導体・エレクトロニクス技術に関する産学官連携

等による知的創造の好循環を創出し、世界に通用する 新事業や技術を生み出すことにより、九州地域におけ る半導体・エレクトロニクス関連産業の振興を図るこ とを目的として 2002 年度から推進している。

2016年度は、「成長分野への展開」と「九州域外からの ビジネス獲得」を中心とした事業を行った。「成長分野 への展開」については、今後成長分野として期待されて いる医療・ヘルスケア分野や農林水産・食品分野、ク リーン分野への市場参入を目指す半導体・エレクトロ ニクス関連企業を支援するため、成長分野展開セミナ ーや、成長分野展開研究会等を実施した。また、九州 地域における産学連携の活性化を目的として、大学と 連携したシーズ発信会、企業とのマッチング等を実施 した。

「九州域外からのビジネス獲得」については、九州域外の産業支援機関等と連携し、九州域外の大企業と九州の中小企業によるビジネスマッチング事業や、ビジネス交流会、展示出展時業等を実施した。また、延べ1,000社を超える九州地域の半導体・エレクトロニクス関連企業の立地状況や事業内容を取りまとめたサプライチェーンマップを作成し、オール九州一括受注獲得に向けた基盤整備を実施した。

さらに、人材育成支援として、九州地域で活躍する 半導体関連中小企業経営者による学生向け講演会や企 業、大学の若手人材を対象としたワークショップ等を 実施した。

(ウ) ものづくりに関する振興

ものづくりを着実に継承し、更に発展させるため、「第7回ものづくり日本大賞」の選定及び表彰等を通じ、ものづくりに関する意識高揚に努めた。また、地域の中小企業の生産性向上を図り、産業集積の基礎体力の強化を促進するため、IoT・ロボットの導入等による生産性向上に資する指導が行える人材の育成支援を行った。

航空機産業の振興を図るため、展示会出展等による販路開拓支援を実施した。また、航空機に関するサプライチェーン強化を目的に、複数工程を一貫して部品を完成する体制の構築推進に向け、品質管理強化のための事業等を実施した。

(エ) 伝統的工芸品産業の振興

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、

九州管内における産地の振興計画等の認定について指導を行うとともに、管内で21品目目の伝統的工芸品となる「長崎べつ甲」の指定(2017年1月26日付け)に当たり助言等の支援を行った。また、管内14団体等に対し、伝統的工芸品産業支援補助金を交付した(補助金交付確定額43,933千円)。

さらに、伝統的工芸品産業功労者等九州経済産業局 長表彰を実施し、組合役員等1名、伝統工芸士3名を 表彰した。

- (オ) 各種法律等に基づく業務による産業の振興
- (A)「航空機製造事業法」及び「武器等製造法」に基づ く各種届出の審査等を行った。(航空機製造事業法関 係届出等処理3件、武器等製造法許可処理39件、武 器保管規程の認可2件)
- (B)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づく象牙の国内流通規制を図るため、同法に基づく各種届出の審査等を行った。(届出件数78件(新規・廃止・変更等)、2015年度末事業者数941件)
- (C) 化学物質の適正な管理を行うため、「化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)」に基づき 2016 年9月に翌年の製造予定数量を、2017 年2月は前年の生産実績数量(表剤と有機化学物質)について、事業者から申告・届出を受け、整理の上、経済産業省本省に提出した。

4. 2. 産業人材

(1) 中小企業等の人材確保支援

関係機関(地方自治体、大学、ハローワーク、地域金融機関等)と連携して、地域の事業者の人材確保に関するニーズを把握した上で、地域内外の若者、女性(主婦等)、シニア等の多様な人材から「即戦力人材」を広く発掘し、マッチングから定着までを支援する「地域中小企業・小規模事業者人材確保等支援事業」を行った。

(2) ダイバーシティ経営の推進

「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」を実施し、多様な人材の能力を最大限発揮し価値創造につなげている経営(ダイバーシティ経営)を行う企業の積極的な取組を支援した。

(3) 社会人基礎力の育成・評価

学生の社会人基礎力育成のため実施している「社会人基礎力育成グランプリ」の実施に当たり、全国6か所においてグランプリ地区予選大会(九州:福岡市)を開催するとともに、社会人基礎力を用いた人材育成手法について理解を深めた。

4. 3. 研究開発·技術振興

(1)技術開発支援

企業等が行う技術開発を支援するため、次の施策を実施 した。また、研究開発を行う中小企業等を対象とした支援 制度説明会を5会場で実施した。

(ア) 地域未来投資の活性化のための基盤強化事業

公設試等に対し I o T設備等の導入を支援することを通じ、地域企業における I o T関連技術の活用環境を整え、地域イノベーション創出のための基盤整備を2件支援した。

(イ) ものづくり基盤技術の強化

我が国製造業の競争力を支える基盤技術の高度化に向けた「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づき、特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って策定された特定研究開発等計画の新規の認定を2016年度は29件行った。

(ウ) 戦略的基盤技術高度化支援事業

2016 年度は、特定研究開発等計画の認定を受けた中小企業が行う中小企業ものづくり基盤技術の高度化に資する37件の研究開発を支援した。

(2) 産学官連携に関する業務

(ア) 産学官連携の場、情報提供

九州地域における産学官連携の推進に資するため、 産学官連携に関する実態把握調査、各種相談対応、メ ールマガジン等による情報発信を行うとともに、国立 研究開発法人産業技術総合研究所(産総研)九州セン ター、独立行政法人中小企業基盤整備機構九州本部、 一般財団法人九州産業技術センター及び一般社団法人 九州ニュービジネス協議会とともに、産学官連携の啓 発と出会いの場となる「産学官交流研究会 博多セミ ナー(一金会)」(毎月1回、計12回)を開催した。

(3) 九州·沖縄地域産業技術連携推進会議

管内の公設試験研究機関相互及び公設試験研究機関と 産総研の協力体制を強化し、地域の産業技術の向上を図る ため、「九州・沖縄地域産業技術連携推進会議」が産業技 術連携推進会議の地方組織として設けられている。2016 年度は公設試及び産総研研究者合同研修会、九州・沖縄産 業技術オープンイノベーションデー&合同成果発表会、産 技連広域連携推進検討ワーキンググループ等を開催した ほか、推進会議を2017年1月に開催した。

(4) 業標準化促進と表示制度の実施

工業標準化について、国民の関心を喚起するとともに、工業標準化に携わる関係者の意識の一層の高揚を図るため、毎年10月を「工業標準化推進月間」と定め、工業標準化功労者に対し、九州経済産業局長賞の表彰(2名)を実施した。このほか、財団法人日本規格協会福岡支部と協力して、新JIS制度、工業標準化及び品質管理技術の普及指導を行った。

(5) 知的財産権の創造・保護・活用

九州の企業経営者、金融機関、支援機関、国地方自治体が一堂に会し、九州全体の知財活用の推進に向けた議論・情報共有を行うことを目的とした「九州知的財産活用推進協議会」が2014年に新たに発足した。2016年度は各機関等における知財支援の成功事例や今後の展望などについて協議を行ったほか、知財活用による2016年熊本地震からの創造的復興に向けた情報共有として、東日本大震災後の東北の企業等による知財の取組事例の発表を行った。

また、地域のユーザーが知財制度や特許庁の支援策をより効果的に活用することを目的に、九州地域で初めてとなる「巡回特許庁 in 九州」を10月24日、25日に福岡県で、10月26日、27日に鹿児島県で開催した。

(ア) 地域中小企業知的財産支援力強化事業

地域の知財支援体制の構築や連携強化を通じた知財 支援力の向上を図るため、地域の先導的・先進的な知 財の取組を支援することを目的に、2者を採択し補助 事業を実施した。

(イ) 中小企業外国出願支援事業

財政基盤が脆弱な中小企業に対して、外国出願の機会を増やし、地域中小企業者における戦略的な外国へ

の特許出願等の促進の支援を目的として九州管内全県 (7者)で補助事業を実施した。

(ウ) 知財経営の推進

中小企業の経営者層を対象として、知財経営(知的 財産を活用した経営)の定着を促すことを目的とした、 中小企業への専門家派遣(2社へ計6回)、ワークショ ップ(1回)及び九州管内の知財の実態調査(アンケ ート)を実施した。

(エ) 地域ブランド活用の推進

九州管内の団体を対象に、九州地域における地域ブランドの創出、権利化、活用の各段階における課題を抽出するとともに、これらの課題を克服し、地域ブランド化を推進するために専門家派遣を行った(6事業者へ計14回)。

あわせて、商標を活用した地域ブランド化の普及・ 啓発のためのシンポジウムを開催した。また、海外展 開・インバウンドに向けたガイドブック及び魅力ある 地域ブランド構築の取り組み事例を紹介するガイドブ ックを制作し、関係機関に配布した。

(オ) 動画による知財制度の普及・活用事例の発信

知的財産権の制度の普及、活用事例の発信のため、 地域団体商標の活用事例を紹介する「九州イイモノが たり」(11 団体)、「九州イイモノがたり」(11 団体)、 及び 2016 年熊本地震の復興支援を目的に、「くまモン と行く「熊本地域ブランド紀行」―熊本県の地域団体 商標大作戦―と題する動画を制作し、metichannel等で 配信した。

(カ) 中小企業経営者向け知財経営啓発事業

九州管内の自治体等と連携し、各自治体等が策定している知財戦略・指針等に基づく地域ニーズに合わせた、中小企業の経営者層等に知財の活用を促すためのセミナー(9回)を実施した。

4. 4. 新産業の創出・振興

(1) 創業・ベンチャー企業支援

(ア)「産業競争力強化法」の施行

産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、市区町村が策定する「創業支援事業計画」を2016年5月に5市町、8月に2市町、12月に1市認定した。また、認定自治体の制度面での課題の

解決や意見交換を図るため「創業支援事業計画フォローアップ・認定促進会議」を 2016 年 11 月に福岡市で開催した。

(イ)「中小企業等経営強化法」関係業務

エンジェル税制に係るベンチャー企業等からの相談、 確認業務を行った。

(ウ)「投資事業有限責任組合契約に関する法律」関係 業務

投資事業有限責任組合に係る相談業務を行った。

(エ) ベンチャー企業支援関連業務

- (A) 大学生等に対する起業家精神の涵養と起業風土の 醸成を目的に「第 16 回大学発ベンチャー・ビジネ スプランコンテスト」を 2016 年 12 月に福岡市で開催した。
- (B) 九州地域の女性起業家が、創業時や成長段階での 相談がしやすい環境整備や各女性起業家支援機関 のネットワーク構築を図ることを目的に「九州女性 起業家応援ネットワーク」を構築した。

「オンナのカタリバ」を 2016 年 11 月に福岡市で 開催し、企業を考えている女性と既に起業している 女性起業家の意見交換の場を設けた。

また、「第1回くまもとWOMEN'Sサロン」、「九州女性起業家応援フォーラム」を2016年12月に熊本市で開催し、九州女性起業家応援ネットワークの強化を図るとともに、女性起業家同士の意見交換を行った。

(C)ベンチャー企業支援施策の普及啓発及び取組事例を紹介するため、一般社団法人九州ニュービジネス協議会と連携し、「ベンチャープラザニ月会(ヘルスケア特集)」を2016年8月に福岡市で開催した。

(2) 新たな成長産業の振興

(ア) 九州地域バイオクラスター計画

予防医学・サービス産業と連携した機能性食品・健康食品等の提供による安全・安心な「フード・健康アイランド九州」の構築を目的として、2007年度から本計画を支援している。

2016 年度は、バイオ関連産業に取り組む企業間の連携を図るため、クラスターマネージャーによる支援、セミナーやメールマガジン等による情報発信を行うと

ともに、大都市圏のバイヤーを招聘した商談会、大手 企業や地域中堅企業とのアライアンスマッチング事業、 及びフランスミッション派遣など、国内・海外向けの 販路開拓事業を実施した。

また、フランス食品クラスター等との提携により提供された機能性の高い素材(オメガ3)を活用した商品開発等の支援を行うとともに、消費者に対する訴求力を高めることを目的とした「ブランドデザインコンテスト」や、2015年4月に始まった機能性表示制度に対応するためのセミナーなどを開催した。

(イ) 九州ヘルスケア産業推進協議会

健康寿命が延伸する社会の実現を目指すべく、ヘルスケア産業(医療・福祉機器関連産業、ヘルスケアサービス産業)の振興を目的に、2013年7月から本協議会を支援している。

2016 年度は、医療・福祉機器関連分野では、事業化支援を強化するため、「医療機器等開発・事業化支援プラットフォーム」による支援サービスのほか、ものづくり企業の医療機器等分野におけるビジネス支援のため、地域医療機関とものづくり企業との医工連携を促す交流会や、首都圏等で開催される商談会への参加、個別医療機器メーカーとの商談等を支援した。

一方、ヘルスケアサービス分野では、地域における ヘルスケア産業創出のため「地域版次世代ヘルスケア 産業協議会」の設置を支援するとともに、産業界等の 健康意識の醸成やサービス参入を促進するセミナーを 開催した。また、各種研究会を通じて地域特性を活か したビジネスモデルの提案、方策等を検討した。加え て、九州地域のヘルスケア産業の需要喚起や振興に貢献した優れた取組や活動の奨励・普及を図るため、「"ヘルスケア産業づくり"貢献大賞」によって6社を表彰 した。

(ウ) 唐津コスメティック構想

唐津市、玄海町を中心とした佐賀県、ひいては北部 九州におけるコスメティック産業の集積と雇用の創出 に寄与することを目的として、2015 年度から本構想を 支援している。

2016 年度は、国際取引の拡大を図るため、一般社団 法人ジャパン・コスメティックセンターとフランス共 和国、タイ王国の化粧品産業クラスターとの間で協力 連携協定を締結した。また、海外提携クラスターとの 連携による輸出・受託生産・受注営業の展開、BtoB マッチングを支援した。また、海外市場や原料ビジネ スへの展開を実装するため、プロジェクトマネージャ ー、コーディネーターによる支援を行った。

地産素材を活かした産地ブランディングを進めるべくプロジェクトを開始、地産資材の探索、事業評価及び原料開発検討を行い、地域事業化・ビジネスモデルの構築を支援した。

4. 5. 情報化

(1) 地域情報化の推進

(ア) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ推進機関の取組等の情報共有と交流を通じた連携の促進及び情報セキュリティ対策の重要性の継続的な普及啓発を目的に、2013 年度に九州総合通信局と共同で設置した「九州・沖縄地域情報セキュリティ推進連絡会議」を2017年2月に福岡市で開催した。また、一般社団法人九州経済連合会と連携し、企業等における情報セキュリティ対策推進を目的に「情報セキュリティセミナー」を2017年2月に福岡市で開催した。

福岡県下の中小企業者へのサイバー犯罪対策強化を目的として、2016年11月に福岡県警察本部及び福岡県商工会議所連合会など7機関・団体で構成する「福岡県中小企業者サイバーセキュリティ支援ネットワーク」を設置し、意見交換を行うとともに、「中小企業者サイバー犯罪対策セキュリティセミナー」を開催した。

(イ) 各種情報施策の普及啓発事業

九州総合通信局や九州農政局と連携し、I T経営・I T利活用を推進するため、11 月に熊本において、「地域 情報化セミナー」を開催した。

(2) I o T の活用促進

地域企業に I o T技術の導入を促進し、生産性向上や新サービスの創出等による九州地域の活性化を図る目的として、「平成28年度 I o T推進のためのシステムインテグレーション・ネットワーク構築に係る調査」実施し、必要な方策について提言するとともに、九州地域の先進的な I o Tプロジェクト (16 事例) を紹介する「九州 I o T活

用事例集 2017」を作成した。

4. 6. 企業支援

(1)企業立地等の取組支援

(ア)「企業立地の促進等による地域における産業集積の 形成及び活性化に関する法律(企業立地促進法)」に 基づく支援

企業立地促進法に基づき、九州では17地域(福岡県1、 佐賀県5、長崎県1、熊本県4、大分県1、宮崎県1、鹿 児島県3、九州広域1)で基本計画が策定されている。

(2) 設備投資の促進

(ア) 産業競争力強化法に基づく設備投資の促進

同法に基づく生産性向上設備投資促進税制について、企業等からの相談に適宜対応するとともに、B類型申請(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)について、確認業務を行った。

5. 産業部

5. 1. 産業振興

(1)産業立地に関する業務

- (ア) 工業用地に関する立地指導、情報収集等
- (A)工場適地調査(「工場立地法」第2条1項及び2項)

「工場立地法」に基づき、工場立地の適正化を図るため、管内の工場適地の実態を調査した。

管内適地の状況 (2017年3月末現在) は、適地数 90 件、 適地面積 2,996 h a、立地可能面積 934 h a となった。

(B) 工場立地動向調査(「工場立地法」第2条1項及び3項)「工場立地法」に基づき調査(上期・下期)を実施した。 2016年調査の工場立地件数は109件、工場立地面積は74.9haとなった。

(イ) 工場緑化の推進(緑化優良工場等表彰)

工場立地法の精神を踏まえ、工場緑化を積極的に推進し、 工場内外の環境向上に顕著な功績のあった工場等を表彰 した。(九州経済産業局長表彰:1件)

(ウ)「工業用水道事業法」に関する業務

工業用水道事業の適正かつ合理的な運営等を図るため、 工業用水道事業者に対し、監督・指導等を行った。

2016 年 3 月末現在、管内における公営工業用水道は 40 事業、給水能力約 147 万㎡/日、自家用工業用水道は 42 事業所、給水量約124万㎡/日であった。

(2)「自転車競技法」、「小型自動車競走法」の施行

(ア)「自転車競技法」の施行

「自転車競技法」に基づき、公正・安全な自転車競技を実施するため、施行者からの各届出等の受理、進達や競輪場及び場外車券売場の設置許可・施設調査・業務監督を行った。

(管内競輪場:小倉、久留米、武雄、佐世保、熊本、 別府)

(2016年度場外車券売場設置許可:1件)

(イ)「小型自動車競走法」の施行

「小型自動車競走法」に基づき、公正・安全なオートレースを実施するため、施行者からの各届出等の受理、進達や、オートレース場及び場外車券売場の設置許可・施設調査・業務監督を行った。

(管内オートレース場:飯塚)

(場外車券売場設置許可:1件)

5. 2. 中小企業

(1) 中小企業支援対策

(ア) 中小企業の経営力強化支援(中小企業・小規模 事業者ワンストップ総合支援事業)

中小企業・小規模事業者の経営課題の解決を図るため、各県に設置した「よろず支援拠点」を活用し相談対応を行った。(2016 年度相談対応件数は 52,991 件)

また、地域の中小企業支援を行う連携体として、本 事業で実施する専門家派遣の窓口機能等を有する地域 プラットフォームを 20 機関登録している(地域プラットフォーム等を通じた中小企業に対する専門家派遣件 数は 2,372 件)

(イ) 中小企業連携組織対策

「中小企業等協同組合法」に基づき、組合の設立認可及び定款変更認可に関する事務を行っている。2016年度は120件の認可を行った。

(ウ)「官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律」の施行

管内7県で「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、官公需対策の普及と発注者側、受注者側の意見 交換を行った。 また、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」に基づき、官公需受注に係る 適格組合の証明に関する事務を 2016 年度は 29 組合に ついて行った。

なお、適格組合数は 2016 年度末現在で 61 組合であった。

(工) 経営承継円滑化法

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、確認・認定を行った。2016 年度の相続税・贈与税の納税猶予に係る事前確認は0件、認定は41 件であった。また、金融支援に係る認定は2件であった。

(オ) 事業引継ぎ支援事業

「産業競争力強化法」に基づき、九州経済産業局が 支援機関として認定した各県商工会議所へ、事業引継 ぎ支援センター業務を委託した。2016 年度に鹿児島県 事業引継ぎ支援センターを設置したことにより、管内 会員での支援体制が整った。事業引継ぎ支援センター では事業引継ぎを希望する企業間の仲介及び事業引継 ぎ契約の成立に向けた支援を実施した。2016 年度委託 費確定額は119,343 千円、管内センターへの2016 年度 の相談延べ件数は594 件で、累計では1,267 件となっ た。

(カ) 中小企業等経営強化法

「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を経営革新等支援機関として認定した。2016年度の認定件数は83件であった。また、中小企業等が取り組む自社の経営力を向上するために実施する計画の認定を行った。2016年度の認定件数は898件であった。

(2)新連携事業

(ア) 新連携計画認定

「中小企業新事業活動促進法」に基づき、異分野の 中小企業の有機的連携による新事業分野開拓等を行う 「異分野連携新事業分野開拓計画」を認定している。 2016 年度は8件の認定を行った。

(イ)新連携支援事業(補助金)

法認定を受けた新連携計画に従って行う新商品、新

役務の開発等の新事業に対して交付している。

· 2016 年度補助金確定額 12 件 232, 129 千円

(3) 地域資源活用事業

(ア) 地域産業資源活用事業計画の認定

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法)」に基づき、九州各県が指定した地域産業資源を活用した商品開発等を行う中小企業等による「地域産業資源活用事業計画」を認定している。2016年度は 14件の認定を行った。

(イ) 地域資源活用新事業展開支援事業

法認定を受けた事業計画に従って行う新商品、新役 務の開発等の事業に対して補助金を交付した。

· 2016 年度補助金確定額 35 件 76,378 千円

(4) 農商工等連携事業

(ア) 農商工等連携事業計画の認定

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」に基づき、農林漁業者と中小企業者等が共同で新商品・新役務の開発等を行う「農商工等連携事業計画」を認定している。2016年度は3件の認定を行った。

(イ) 農商工等連携対策支援事業(補助金)

事業化・市場化支援事業について、2016年度は11件、 14,340千円の補助金を交付した。

(5)農業の成長産業化に関する支援

九州の「農業の成長産業化」に向けて、2012 年 3 月に 設立された「九州農業成長産業化連携協議会」の共同事務 局として、九州農業連携塾、「6 次産業化・農商工連携フ オーラム in 九州」等の経営連携促進事業、「農業の未来と 可能性を学ぶ人材育成講座」、農商工連携インターンシッ プ等の人材育成・広報・調査事業を実施した。

さらに、オール九州一体となった取組として、「日本産 農水産物・食品輸出商談会 i nバンコク 2016」(独立行政 法人日本貿易振興機構(JETRO)と共催)を開催した。

また、流通部会の取組として、輸出拡大に向けた海上輸送やコールドチェーンの検証、HACCPなどの国際認証取得拡大に向けた課題や解決策を有識者間で議論するた

めの部会開催と、流通現場の先進地視察等を計4回行った。

(6) 海外展開支援事業 (JAPANブランド育成支援事業)

地域の中小企業が一丸となって地域の優れた素材や技術等を活かし、地域の産品や技術の魅力を更に高め、世界に通用するブランド力の確立を目指す組合等の事業に対して、2016年度は10件、36,850千円の補助金を交付した。

(7)人権啓発支援事業

中小企業・小規模事業者を対象に、人権尊重の理念の普及啓発を図るべく、地方公共団体へ委託事業を実施した。 2016年度は2件の委託事業を行い、委託費確定額は2,558 千円であった。

(8) 下請中小企業・小規模事業者対策

(ア)「下請代金支払遅延等防止法」の施行

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るため、「下請代金支払遅延等防止法」第9条第2項の規定に基づき、2016年度は94件の立入検査等を行った。検査の結果、違反のおそれのある親事業者に対して改善指導を行い下請取引の適正化に努めた。

(イ) 下請取引適正化推進講習会

「下請代金支払遅延等防止法」に定められた親事業者の4つの義務と11の禁止事項及び「下請中小企業振興法」に基づく振興基準のより一層の周知徹底を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、公正取引委員会と連携しつつ「下請取引適正化推進講習会」を福岡市、長崎市、大分市、鹿児島市において開催し、計308名が受講した。

(ウ) 下請中小企業・小規模事業者自立化支援

下請中小企業振興法に基づく「特定下請連携事業計画 (下請事業者2者以上が、連携して、自立的に取引先を開 拓する計画)」に対して、2016年度は1件の認定を行った。 また、「特定下請連携事業計画」の認定を受けた事業者に 対して2016年度は2件の補助金を交付し、補助金確定額 は32,134千円であった。

親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された等の影響により 売上げが減少する下請事業者が、新分野の需要を開拓する 事業に対して、2016 年度は1件の補助金を交付し、補助 金確定額は2,303 千円であった。

(9) 中小企業相談状況

2016 年度の相談件数は 177 件であり、相談内容別にみると、リース契約等の「取引」に関するものが 168 件 (94%) で最も多く、次いで、「その他」に関するものが 4 件 (2%) であった。

(10) 金融·経営安定対策

(ア)信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強 化促進補助金

条件変更を繰り返す中小企業・小規模事業者等に対し、 信用保証協会が地域金融機関等と連携して経営支援を実施し、経営支援と一体となった資金繰り支援を行うため、 信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金を交付した(2016年度予算補助金確定額:95,029 千円)。

(イ) 信用保証協会に対する検査

信用保証協会の健全かつ適切な業務運営を確保するため、信用保証協会法に基づく立入検査を2件実施した。

(ウ) 自然災害等の突発的災害対策

自然災害等の突発的事由により売上高の減少等の影響を受ける特定の地域内に属する中小企業者を支援するため、自然災害等の突発的災害対策を講じた。(2016 年度:1件)

(エ) 中小企業の経営改善・再生支援

(A) 中小企業再生支援協議会事業

「産業競争力強化法」に基づき、九州経済産業局が 支援機関として認定した各県商工会議所等へ中小企業 再生支援協議会事業を委託した。各県の中小企業再生 支援協議会では、常駐専門家が中小企業再生に関する 相談を受付け、助言や再生計画策定支援を実施した。

2016 年度委託費確定額は 575,979 千円、管内協議会 への相談企業数は 5,640 社、再生計画完了件数は 1,332 件となった。(2017 年 3 月末現在の累計)

(B)経営改善計画策定支援

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小 企業の経営支援のための政策パッケージ」に基づき、 中小企業・小規模事業者の経営改善を図るため、2012 年3月8日から各県の中小企業再生支援協議会内に 「経営改善支援センター」を設置し、経営改善計画の 策定支援を行った。

・2016 年度

相談件数:599件、利用申請件数:245件、支払申請件数:253件

(11) 消費税転嫁対策

2014 年4月からの消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、2013 年10月2日に消費税転嫁対策室を設置するとともに、36 名の消費税転嫁対策調査専門職員(転嫁Gメン)を配置し、主に以下の対策を講じた。

(ア)「消費税転嫁対策特別措置法」の執行

「消費税転嫁対策特別措置法」第 15 条第 1 項の規定に 基づき、2016 年度は 23 件の立入検査を実施した。

(イ) 広報・相談等

事業者等からの相談対応を行うとともに、転嫁Gメンがスーパー等を訪問しポスターの配布や適正転嫁の要請、また、商工団体・業界団体等を訪問し法令の普及啓発を行う「Gメンパトロール」を実施した。

・2016 年度

相談件数:8件、Gメンパトロール:353件

5. 3. 流通・商業

(1)「大規模小売店舗立地法」の施行状況

(ア)「大規模小売店舗立地法」相談室への相談状況 「大規模小売店舗立地法」の施行に関し、法律及び指針 の解釈等に係る相談業務を実施した。(2016 年度 38 件)

(2) 商店街等の活性化に係る施策

「中心市街地の活性化に関する法律」及び「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に基づき、にぎわいのあるまちづくりに取り組む商業者等に対する支援として以下の取組を実施した。

(ア) 中心市街地活性化基本計画認定地域等への支援 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市 街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合 的かつ一体的に推進することを目的とした中心市街地の 活性化に関する法律に基づき、2016 年度は、1自治体の 中心市街地活性化基本計画(新規)が認定を受けた。また、中心市街地等の商業等の活性化に寄与することを目的として、まちの魅力を高めるための調査事業、先導的・実証的な取組等に対して重点的支援を行う中心市街地再興戦略事業で、2016年度は2件(6,986千円)の補助金を交付した。

(イ) 商店街活性化事業計画の認定

商店街活性化を通じた地域コミュニティづくりの促進を図るべく、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」に基づき、商店街活性化(支援)事業計画の策定に関して、支援を行うもの。(2016 年度の認定実績はなし。)

(ウ) 地域商業自立促進事業

商店街が取り組む事業のうち、地方自治体との密接な連携を図り、先進性の高い事業を補助し、商店街の中長期的発展、自立化を支援するもので、2016年度は4件を採択し4件(59,478千円)の補助金を交付した。

(3) 熊本地震で被災した商店街の復旧等の支援

被災した熊本県の商店街の復旧・機能(商機能、コミュニティ機能)の早期回復を目指し、ハード・ソフトの両面から支援を実施した。

(ア) 商店街復旧事業

被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・ 建替え、街路灯等の設備の改修等を支援するため、27 件(177,778 千円)の事業に対して補助金を交付した。

(イ) 商店街にぎわい創出事業

商店街等に人が集まり、活気を取り戻すことを目指したイベント等の取組を支援するため、110件(127,410千円)の事業に対して補助金を交付した。

(4)物流施策の推進

「総合物流施策大綱 (2013-2017)」に基づき、九州地域における物流に関する先進的な取組・施策の紹介や意見交換を通じて、総合的な推進を図ることを目的に、2017年2月に第20回「九州地方総合物流施策推進会議」を、九州地方整備局 (港湾空港部・道路部)、九州運輸局と共催にて開催した。

(5)サービス産業の振興

(ア) サービス産業における品質向上の推進

サービスの「見える化」で品質向上を図ることを目 的に創設された「おもてなし規格認証制度」の普及及 び広報を行った。

(イ) サービス産業の生産性向上の推進

中小企業等の生産性向上を図るため、ITツールの 導入を支援する「サービス等生産性向上IT導入支援 事業」の事業者への普及を図った。

(ウ) 産学連携サービス経営人材育成事業補助金

サービス経営のプロフェッショナル人材等の育成を 目的とした産学連携サービス経営人材育成事業補助金 を交付した。(2016 年度交付件数1件 交付確定額 16,000千円)

(6) コンテンツ産業の振興

地域におけるコンテンツ産業の振興を図るため、ゲーム 関連の産学官組織(GFF)やコンテンツ産業団体の定例 会議に参加し、国等の施策紹介、意見交換を行った。また、 コンテンツの海外展開を促進するため、「コンテンツ等海 外展示支援事業(J-LOP)の説明会を実施した。

(7)デザイン産業の振興

九州及び全国の知財・デザインネットワーク作りやデザイナーのスキルアップ向上等を目的として、各地域のデザイン関係団体が連携して実施するデザインサミットやワークショップ等を開催した。

(8) 観光産業の振興

(ア) 九州地方の魅力発信による消費拡大事業

2016年4月に発生した熊本地震による九州の観光産業への風評被害等を受け、九州地方に多数来訪するアジア各国からの外国人の消費を拡大させるため、訪日外国人消費データの分析、風評被害払拭のための専門家派遣、地域産品のストーリーブックの作成、海外での物産展の開催等、九州の魅力発信事業を実施した。

(イ)「IoT活用おもてなし実証事業」

サービス事業者同士が情報を共有・活用し、質の高いサービスを提供できる仕組みを構築する「IoT活用おもてなし実証事業」の普及、案件の発掘を行った。(管内 2016 年度 1 件)

(ウ) 外国人旅行者向け消費免税制度の推進

免税店の許可申請等に関する事業者からの問合せ対応や、関連機関と連携した説明会等を実施し、免税店の普及・広報を行った。(2016年度末現在の管内累計免税店4,104店舗)

(9) クールジャパン施策の推進

全国各地の優れたクールジャパン商品の海外販路開拓を目的とした「DISCOVER KANSAI プロジェクト in パリ」にて、管内の事業者(7者)の商材のテストマーケティングを行った。

5. 4. 消費者保護

(1)「特定商取引に関する法律」の施行

訪問販売等に係る消費者トラブルを防止するため、訪問販売業者等の違法な勧誘・契約行為に対し、事業者の属性確認、違反事実の認定等の調査、立入検査を実施した。2016年度の行政処分は1件、行政指導は1件であった。

(2)「割賦販売法」の施行

割賦販売に係る取引について、前払式特定取引業者及び 信用購入あっせん業者に対して、8件の立入検査を実施す るとともに、業務運営等の指導監督を行った。

(3)「製品安全法令」の施行

電気用品や消費生活用製品等の安全性の確保及び家庭 用品の品質に関する表示の適正化を図るため、12 件の事業者指導を行った。また、制度説明会等、普及・啓発を行った。

(4) 消費者相談室における相談処理

経済産業省が所管する消費者保護に関する法令及びモノやサービスに係る消費者等からの苦情や相談を受け、その解決のための適切な助言を行った。(2016 年度 566 件)

(5) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の 規定に基づく募集届出書等の受理(1件)及び指導並びに 消費者からの相談業務を行った。

5. 5. アルコール

(1)「アルコール事業法」の施行

「アルコール事業法」に基づき、アルコールの酒類原料への不正な使用防止及び適正な流通管理を行うため、アルコール製造、輸入、販売及び使用事業に関する許認可関係業務、定期報告の徴収及び流通管理、立入検査等の業務を行った。

(2)管内許可事業者数等

(2016年度末)

	製造	輸入	販売	使用	計
事業者数	0	0	47	390	437
事業場等数	7	3	176	544	730

(ア) 許可関係業務

許可事業者が適正な流通管理を行うため、件の許可 及び承認(許可・届出・承認)業務を行った。

(イ) 定期報告の徴収及び流通管理

許可事業者から前年度実績について定期報告を受け、 管内 730 事業場の各数量(製造・輸入数量、譲渡・譲 受数量、使用数量、製品出来高等)を審査し、アルコ ール流通管理を行った。

(ウ) 立入検査

定期報告の正当性、許可事項の遵守状況を確認する ため、立入検査を141件実施し、法定帳簿、製造記録、 設備の状況、在庫数量等の確認を行った。

6. 資源エネルギー環境部

6. 1. 電気・ガス

(1)電気事業に関する業務

「電気事業法」に基づく発電事業に係る届出、電気工作 物変更届出、特定供給の許可等の業務を実施した。

- · 発電事業届出 81 件
- ·電気工作物変更届出 30 件
- ・特定供給の許可 8件
- ・自家用発電所運転半期報 上期 631 件、下期 641 件
- ・水利使用に係る河川管理者からの協議 30件

(2) 電力需給対策

毎月の電力需給実績を把握するとともに、夏季及び冬季の夏季の電力需給対策として特別な節電要請は行わないものの、電力需給ひっ迫に備え、関係機関・自治体等と連携し、一層の省エネ推進を図るため、省エネキャンペーン

等を行った。

(3)「計量法」に関する業務

- (ア) 指定製造事業者等への立入検査 0件
- (イ) 九州地区証明用電気計器対策委員会

日本電気計器検定所との共同事務局として、証明用 電気計器 (子メーター) の適正使用の普及啓発に取り 組んだ。

(4) 電源地域振興に関する業務

(ア) 電源三法交付金事業等に関する業務

電源立地の促進を図るため、電源地域に対して電源 立地地域対策交付金等を、2016 年度は 71.8 億円交付し た

(イ) 交付金事務等交付金

管内6県(長崎県を除く)に対して、同交付金を交付(6件、385万円)した。

(ウ) 広報・調査等対策交付金

原子力発電施設(関連施設を含む)の周辺地域住民 に対する原子力発電に関する知識の普及、生活に及ぼ す影響に関する調査と連絡調整等を目的として、佐賀 県、鹿児島県に対して、総額69百万円を交付した。

(エ) 九州地方電源地域連絡協議会の活動支援

電源地域の地域振興策をより円滑に進めるために設立された九州地方電源地域連絡協議会が、効果的に運営されるよう支援を行った。

(オ) 普及・広報

エネルギー・環境について広く情報発信を行うことを目的に、玄海地区及び川内地区において、エネルギー学習会・関連施設見学会を実施した。また、川内地区の地域イベント内において、各種エネルギーや環境等について学ぶことができるブースの企画・運営を行った。

(5) エネルギー構造転換理解促進事業費補助金に関する業 発

原子力発電施設が立地する自治体が実施する、再生可能エネルギーの促進などエネルギー構造転換に向けた地域住民等の理解促進に資する事業等を支援するため、自治体に対して、2016年度は1.6億円交付した。

(6) 地熱開発理解促進関連事業支援補助金に関する業務

地熱資源開発に対する地域住民の理解を促進するため、 開発事業者等に対して、2016年度は1,900万円交付した。

(7) ガス事業に関する業務

管内の一般ガス事業者(27 事業者、うち1社は経済産業大臣所管)及び簡易ガス事業者(226 事業者、1,170 地点群)に対し、「ガス事業法」に基づき、事業規制、監督、指導を行った。

(2015年度の主な許認可)

項目	一般ガス	簡易ガス	計
ガス事業許可	0 (0)	3	3
供給区域等変更許可	12(7)	12	24
供給約款変更認可	0(0)	16	16
供給約款変更届出	30(8)	35	65
選択約款届出	0(0)	5	5
選択約款変更届出	28 (17)	11	39
特別供給条件の認可	39(0)	20	59
ガス工作物変更届出	14(5)	16	30
立入検査	0(0)	0	0

(注) 一般ガスの()内は内数で、経済産業省本省が所轄している西部瓦斯株式会社が写しを提出した件数

6. 2. 省エネルギー・新エネルギー

(1)省エネルギーの推進

(ア) 省エネ法・温対法に基づく指導・助言等

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に基づき、特定事業者及びエネルギー管理指定 工場等の指定や報告書の審査、現地調査等の業務を実施した。また「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づき報告書の審査を実施した。

省工ネ法特定事業者等(2017年3月末)
工場等部門:928事業者(794工場等)
荷主部門:39事業者

- ・省エネ法及び温対法に基づく報告書等の審査 省エネ法 928 件、温対法 35 件
- ・省エネ法に基づく現地調査:10件

(イ) 普及・広報

「省エネキャラバン」を開催(於:北九州市、鹿児島市、長崎市、佐賀市)し、省エネ・節電の具体的方策や省エネ支援施策等の説明及び質問ブースを設けての個別相談対応を実施した。

省エネルギー月間(毎年2月)に、省エネ政策の最

新動向や取組事例を紹介する事業者向けシンポジウム を開催した。また同日開催された九州地区省エネルギー月間表彰式において、省エネルギーに功績のあった 工場等・個人に対し、九州経済産業局長賞を授与した (エネルギー管理優良工場等:4事業所、エネルギー 管理功績者:1名)。

さらに、幅広い層、特に若年層に対して省エネルギーの更なる普及啓発及び情報提供を行うため、2017 年1月に中学生・高校生を対象とした「政策提案型パブリック・ディベートコンテスト」を実施した。

(ウ) 九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議

国の地方支分部局、地方公共団体、エネルギー関係者、経済団体、消費者等からなる「九州地域エネルギー・温暖化対策推進会議」(事務局:九州経済産業局、環境省九州地方環境事務所)第13回会議を、2016年12月に開催した。

(2) 新エネルギーの導入促進

(ア) 再生可能エネルギー発電設備の導入促進

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再エネ特措法)」に基づき、太陽光・風力等の再生可能エネルギー発電設備の認定等を実施した(認定件数 351,006 件、設備容量(出力)18,217,756kW(2017年2月末時点))。

また、同法に基づき 81 事業者に対し、2017 年度分の 再生可能エネルギー賦課金の減免について認定を行っ た。

(イ) 普及・広報

事業者、地方公共団体等を対象とし連絡会議・セミナー(4回)及び自治体等主催のセミナー(6回)において、再エネ特措法の改正概要、九州における再生可能エネルギー発電設備の認定・導入状況、支援施策等の情報提供を行った。

- (ウ)総合エネルギー対策の推進
- (A)燃料電池・水素関連に係る業務

水素社会実現に向け、九州からの情報発信を行うた めのセミナーやフォーラムを関係機関と連携して実施 した。

- ・「水素・燃料電池技術セミナー」(北九州市)
- ・「九州水素・燃料電池フォーラム」(福岡市)

・「水素先端世界フォーラム」(福岡市)

(B)普及・広報

事業者、地方公共団体等を対象としたセミナー等により、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の概要、エネルギー問題の現状と課題等の情報提供を行った。

さらに、2017 年1月に大分県別府市において、資源 エネルギー庁との共同により、地熱に対する理解促進 と地域との共生による地熱発電の推進を目的とした 「地熱発電シンポジウム in 別府」を環境省、農林水産 省との共同で開催した。

6. 3. 資源 - 燃料

(1)「揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法)」の 施行

「品確法」に基づき提出された揮発油販売業の登録申請 21 件、変更登録申請 152 件、氏名等変更届出及び石油製 品輸入届出等 749 件、給油所における揮発油品質維持計画 の認定 1,848 件に関する事務を行った。また、揮発油販売 業者及び揮発油・軽油特定加工業者を対象として 16 件の 立入検査を実施した。

2017 年 3 月末現在の九州経済産業局管内の揮発油販売 業者は 2,128 事業者、4,369 給油所、揮発油・軽油特定加 工業者は 3 事業者、3 箇所であった。

(2)「石油の備蓄の確保等に関する法律」の施行

「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づき提出された石油販売業開始届 119 件、廃止届出 235 件、変更届出 176 件に関する事務を行った。

2017 年3月末現在の九州経済産業局管内の石油販売業届出事業所数は、10,472事業所であった。

(3)液化石油ガスの取引の適正化

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律」に基づき提出された、液化石油ガス販売所等変更届 出書及び液化石油ガス販売事業者承継届出書 98 件、液化 石油ガス販売報告書 24 件に関する事務を行った。

2017 年 3 月末現在の九州経済産業局登録液化石油ガス 販売事業者は 25 者であった。

(4) 石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設の円滑な立地を推進するため、石油貯蔵施設周辺地域に対して、石油貯蔵施設立地対策等交付金を交付しており、2016 年度は、直接事業交付金3県、事務交付金6県、間接事業交付金72 市町村の総計 119 事業、945,493 千円を交付した。

(5)鉱業権設定出願の処分

2016 年度の鉱業権の出願の処分について、56 件(うち海域0件)を受理し、2015 年度までの未処理件数を含め、34 件を処分した。

なお、2016 年度末における未処理件数は、13,856 件(うち海域13,797件)であった。

(6)鉱業の実施

(ア) 事業着手義務

鉱業権の事業着手義務の延期及び事業の休止について、2016年度は、延期認可を510鉱区、休止認可を49鉱区に対し行った。

(イ) 施業案

鉱業の実施に伴う施業案について、2016年度は採掘 施業案の認可6件、試掘施業案の届出受理1件を行っ た。

(ウ) その他

施業案に基づき鉱業を実施しているか確認するため、 2016年度は鉱業監督を3鉱山に対し行った。

(7)鉱業法施行

鉱業権の取消しを 2016 年度は3鉱区に対して行った。 (採掘を行っている鉱山は、2016 年度末現在41鉱山)

(8) 砂利・採石業務状況報告書の回収

採石法及び砂利採取法に基づく業務状況報告書を 2016 年度は各々390 件及び 167 件回収した。

(9)採石業者に対する指導

採石技術及び採石災害防止対策について、県の要請に基づいて九州経済産業局長が委嘱した採石災害防止技術指導員を現地に派遣し、1件の指導を行った。

(10) 特定鉱害の確認

特定鉱害の対策を実施する指定法人からの依頼に基づき、特定鉱害の確認(応急対策7件、復旧対策46件)を行った。

(11)鉱害賠償の争議への対応

鉱害の賠償に関する和解については、仲介の申立てはなかった。

(12) 石炭等化石資源の高効率利用の推進

石炭等化石資源の高効率利用等に取り組む企業や研究 者等の産学官で構成する「九州低炭素システム研究会」を 2016年10月に開催し、関係機関相互の情報交換・共有化 を図った。

6. 4. 環境・リサイクル

(1)リサイクルの促進

(ア)「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に 関する法律(容器包装リサイクル法)」の施行

家庭から排出される特定の容器包装ごみの減量化と 資源の有効利用を推進するため、「容器包装に係る分別 収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リ サイクル法)」の適正な執行を行った。

・定期報告書受理 38件

また、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源 有効利用促進法)」に基づき容器包装への表示が義務付 けられた識別表示の適正な実施についても、関係事業 者の相談に対応する等適正な実施に努めた。

(イ)「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」 の施行

使用済みの廃家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機)について、廃棄物の適正な処理と資源の有効利用を図るため、「家電リサイクル法」の適正な執行を行った。

- ・排出者 (消費者等)、小売業者等からの相談対応等
- ・小売業者等に対する立入検査等 36件
- (ウ)「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車 リサイクル法)」の施行

使用済み自動車の処理において、その処理が困難な

ASR、エアバッグ類の再資源化とフロン類の破壊を 適切に実施するために「自動車リサイクル法」の適正 な執行を行った。

- ・自動車ユーザーや引取業者、フロン類回収業者、 解体業者、破砕業者等の関係事業者の相談対応等
- ・関係事業者に対する立入検査 34件
- (エ)「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する 法律(小型家電リサイクル法)」の施行

使用済みの小型家電の適正処理と、レアメタルを含む有用資源の回収促進を図るため、「小型家電リサイクル法」の適正な執行を行った。

立入検査3件

(オ) エコタウンの推進

九州管内の3つの自治体(福岡県北九州市、大牟田市、熊本県水俣市)が進めるエコタウンの広域連携による新ビジネス・新産業等の創出に向けた「大牟田・みなまたエコタウン連絡会」を開催した。

(カ) オゾン層保護対策、3R(リデュース・リユース・ リサイクル) 推進対策

オゾン層保護対策、3R推進対策広報のため、パネル展、家電リサイクルプラントツアー等を実施し、普及啓発活動を行った。

(2)産業公害防止への対応

福岡県、大分県及び福岡市に設置された環境審議会や、遠賀川、筑後川・矢部川・嘉瀬川、大淀川の3河川に設置された水質汚濁防止連絡協議会に参画した。

(3) 温室効果ガス排出削減への取組

中小企業等の温室効果ガス排出削減対策を加速させることを目的に、「J-クレジット制度」の一層の普及啓発を図るため、プロジェクト計画作成支援やクレジットの活用先の開拓を行った。また、制度の普及・促進を目的とした説明会を1件開催するとともにセミナー等において制度の説明を9件行った。

(4) 環境・リサイクル及び再生可能エネルギー産業の振興

環境ビジネスの育成・振興を通じて、九州地域を循環型 経済社会の実証的モデルとするとともに、環境・リサイク ル産業の創出により、九州経済の活性化を図ることを目的 として、1999 年度から推進している。また、九州地域の 太陽光発電を含む再生可能エネルギー関連産業の振興を 目的として、2011 年度から推進している。

2016 年度は、企業ネットワークの拡充を目的として、ホームページやメールマガジンを通じた各種広報、異業種交流会(エコ塾)、講演会、セミナー、展示会出展による情報発信及び事例紹介を実施した。

さらに、新事業の創出・展開の支援を目的として、ビジネスマッチングによる個別商談コーディネート、ものづくり技術・ビジネスモデル研究会による市場拡大に向けた新しいビジネスモデルの提案・実証を関係機関と連携して実施した。

また、海外への事業展開・プロジェクト組成を目的として、ASEAN等環境産業交流事業を実施し、現地調査団及びミッション団を派遣し具体的調査等を行うだけでなく、海外からの訪問団受入れを実施するなどのビジネス交流を実施した。